

一般社団法人 北海道こどもホスピスプロジェクト

役員の報酬等並びに費用に関する規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、一般社団法人北海道こどもホスピスプロジェクト（以下「団体」という）定款第30条の規定に基づき、代表理事及び理事の報酬等の支給並びに役員の費用弁償について定めることを目的とする。

第2条(報酬)

理事及び監事の報酬は無報酬とする。

第2条(費用)

代表理事及び理事、監事には、実費交通費その他の費用の支払いをすることができる。費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条(交通費)

交通費は自宅から活動場所までの距離が50Km未満では1日当たり1,500円とし、50Km以上では、1日当たり4,500円とする。ただし、本人の都合による減額はこれを妨げない。

第2章 雑則

第4条(改廃)

この規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

第5条(委任)

この規程に定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。

附 則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上